

◎佐賀県条例第15号

佐賀県文化財保護条例の一部を改正する条例

佐賀県文化財保護条例（昭和51年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p><u>第6章 佐賀県重要伝統的建造物群保存地区（第37条～第39条）</u></p> <p><u>第7章～第10章</u> 略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で佐賀県の区域内に存するもののうち佐賀県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって佐賀県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>(県重要無形文化財の指定等)</p> <p>第19条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県重要無形文化財の保持者又は保持団体<u>として認定しようとするもの</u>（保持団体にあっては、<u>その代表者</u>）に通知してする。</p> <p>5～7 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p><u>第6章 佐賀県登録文化財（第37条～第37条の12）</u></p> <p><u>第7章 佐賀県重要伝統的建造物群保存地区（第37条の13～第39条）</u></p> <p><u>第8章～第11章</u> 略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項及び<u>第3項</u>の規定に基づき、同法の規定による指定<u>又は登録</u>を受けた文化財以外の文化財で佐賀県の区域内に存するもののうち佐賀県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって佐賀県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>(県重要無形文化財の指定等)</p> <p>第19条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定による指定及び第2項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該県重要無形文化財の保持者又は保持団体の<u>代表者</u>に通知してする。</p> <p>5～7 略</p>

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;">第6章 佐賀県登録文化財 (登録)</p> <p>第37条 知事は、佐賀県の区域内に存する文化財（法に基づき文部科学大臣により指定又は登録されているもの及びこの条例により指定しているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録簿に登録することができる。</p> <p>2 前項の規定による登録をする文化財（以下「県登録文化財」という。）が無形文化財である場合には、知事は、当該登録をする無形文化財（以下「県登録無形文化財」という。）の保持者又は保持団体を認定しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による登録又は前項の規定による認定をするに当たっては、知事は、あらかじめ、佐賀県文化財保護審議会に諮問しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による登録及び第2項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該県登録文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体の代表者に通知してする。</p> <p>5 第1項の規定による登録及び第2項の規定による認定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。</p> <p>6 知事は、第1項の規定による登録をしたときは当該県登録文化財の所有者に登録証を、第2項の規定による認定をしたときは当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を、それぞれ交付しなければならない。 (登録の抹消等)</p> <p>第37条の2 県登録文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、知事は、その登録を抹消することができる。</p>

改正前	改正後
	<p>2 県登録無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、その保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、知事は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。</p> <p>3 第1項の規定による登録の抹消及び前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該県登録文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体の代表者に通知してする。</p> <p>4 第1項の規定による登録の抹消及び第2項の規定による認定の解除は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。</p> <p>5 県登録文化財について、法に基づき文部科学大臣により指定若しくは登録されたとき又はこの条例により指定がなされたときは、当該県登録文化財の登録は、抹消されたものとする。この場合には、知事は、その旨を告示するとともに、当該県登録文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体の代表者に通知しなければならない。</p> <p>6 県登録無形文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び第37条の8において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、県登録無形文化財の登録は抹消されたものとする。この場合には、知事は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>7 第3項の規定による通知を受けたときは、所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体の代表者は、速やかに、登録証及び認定書を知事に返付しなければならない。 (所有者の管理義務及び管理責任者)</p>

改正前	改正後
	<p>第37条の3 県登録文化財の所有者、保持者又は保持団体は、この条例並びにこれに基づく規則及び知事の指導に従い、県登録文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 県登録文化財の所有者は、当該県登録文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該県登録文化財の管理の責めに任すべき者（以下この章において「管理責任者」という。）に選任することができる。</p> <p>3 県登録文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があった場合には、知事は、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該県登録文化財の保存のため必要な管理（当該県登録文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該県登録文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行う団体（以下この章において「管理団体」という。）に指定することができる。</p> <p>4 県登録文化財の管理には、第6条第3項、第7条、第7条の2第2項から第5項まで、第7条の3及び第7条の4の規定を準用し、管理責任者及び管理団体には、第1項の規定を準用する。（滅失、毀損等）</p> <p>第37条の4 県登録文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、県登録文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。（所在の変更）</p> <p>第37条の5 県登録文化財の所在の場所を変更しようとするときは、</p>

改正前	改正後
	<p>県登録文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならぬ。ただし、規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。</p> <p>（土地の所在等の異動の届出）</p>
	<p>第37条の6 県登録文化財が記念物である場合、当該県登録文化財の登録地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
	<p>（修理）</p>
	<p>第37条の7 県登録文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。</p>
	<p>2 管理団体が修理を行う場合には、第7条の2第5項、第7条の4及び第9条の3第1項の規定を準用する。</p>
	<p>（保持者の氏名変更等）</p>
	<p>第37条の8 県登録無形文化財について、保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、規則の定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。</p>
	<p>（現状変更の届出等）</p>
	<p>第37条の9 県登録文化財（有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物に限る。）に関する現状を変更しようとする者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、維持の</p>

改正前	改正後
	<p><u>措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。</u></p> <p><u>3 知事は、保護上必要があると認めるとときは、第1項の規定による届出に係る現状変更に關し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(指導又は助言)</u></p>
	<p><u>第37条の10 知事は、県登録文化財の所有者、保持者又は保持団体に対して、その管理及び保護について必要な指導又は助言をすることができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(現状等の報告)</u></p>
	<p><u>第37条の11 知事は、必要があると認めるときは、県登録文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該県登録文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(所有者変更に伴う登録証の引渡し)</u></p>
	<p><u>第37条の12 県登録文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該県登録文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。</u></p>
<p><u>第6章 略</u> (県重要伝統的建造物群保存地区の選定)</p> <p><u>第37条 略</u></p> <p><u>第7章～第10章 略</u></p>	<p><u>第7章 略</u> (県重要伝統的建造物群保存地区の選定)</p> <p><u>第37条の13 略</u></p> <p><u>第8章～第11章 略</u></p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。